

みなかみ町道路台帳等統合整備業務委託
(平成30年度・平成31年度 債務負担行為設定)
公募型プロポーザル要求仕様書

第1章 総則

第1条 (適用)

この仕様書は、みなかみ町道路台帳等統合整備業務委託（以下「本業務」という。）の実施に当たり、みなかみ町（以下「発注者」という。）が受注者に対して、本業務の履行における必要最低限の事項を定める。なお、この本業務の受注者の選定は、別に定める「みなかみ町道路台帳等統合整備業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、実施する。

- 2 この仕様書は、公募型プロポーザルの実施に当たり、必要最低限度の仕様を定めたものであり、参加事業者はこの仕様書以外の内容も含めて、発注者にとって最良となる優れた提案をすることとする。
- 3 本業務は、本要求仕様書の他、本要求仕様書を補完する事項（提案事項）を明記した「提案仕様書」に基づき実施するものとする。

第2条 (目的)

みなかみ町旧三町村（旧月夜野町、旧水上町、旧新治村）で調製され、現在三つの契約により補正業務を行っている道路台帳について、これを統合電子化し、道路管理業務の効率化、高度化及び住民サービスの向上を図るため、道路法第28条並びに道路法施行規則第4条の2に基づく道路台帳の整備、道路台帳システム設定等を行うものとする。

また、町で保有するその他地図情報を一元化し、町内職員が相互利用することで、地図の再調製等の重複投資軽減、政策マネジメントの向上を図る為、統合型GISの構築についても、本業務においてあわせて行う。

第3条 (準拠する法令)

本業務は、本要求仕様書によるほか次の法令及び規程に基づいて行うものとする。

- ① 測量法（昭和24年6月 法律第188号）
- ② 測量法施行令（昭和24年6月 政令第322号）
- ③ 測量法施行規則（昭和24年9月 建設省令第16号）
- ④ 道路法（昭和27年6月 法律第180号）
- ⑤ 道路法施行令（昭和27年12月 政令第479号）
- ⑥ 道路法施行規則（昭和27年8月 建設省令第25号）
- ⑦ 道路施設現況調査要項（国土交通省 平成28年度版）
- ⑧ 都市計画法（昭和43年6月 法律第100号）
- ⑨ 都市計画法施行令（昭和44年6月 政令第158号）

- ⑩ 都市計画法施行規則（昭和 44 年 8 月 建設省令第 49 号）
- ⑪ 下水道法（昭和 33 年 4 月 法律第 79 号）
- ⑫ 下水道法施行令（昭和 34 年 4 月 政令第 147 号）
- ⑬ 下水道法施行規則（昭和 42 年 12 月 建設省令第 37 号）
- ⑭ 下水道維持管理指針 2014 年版（実務編）（平成 26 年 9 月 公益社団法人 日本下水道協会）
- ⑮ 航空法（昭和 27 年 7 月 法律 231 号）
- ⑯ 航空法施行令（昭和 27 年 9 月 政令第 421 号）
- ⑰ 航空法施行規則（昭和 27 年 7 月 運輸省令第 56 号）
- ⑱ 作業規程の準則（平成 20 年 国土交通省告示第 413 号）
- ⑲ みなかみ町公共測量作業規程（平成 22 年 国国地 634 号）
- ⑳ 下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き（平成 22 年 7 月 公益社団法人 日本下水道協会）
- ㉑ 統合型の地理情報システムに関する全体指針・整備指針（平成 13 年 総務省自治行政局）
- ㉒ 共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書（平成 13 年 総務省情報通信政策局）
- ㉓ 地理情報標準第 2 版（JSG2.0 国土地理院 平成 14 年 3 月）
- ㉔ 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 法律第 63 号）
- ㉕ 統合型 GIS 推進指針（平成 20 年 総務省自治行政局）
- ㉖ 地理情報標準プロファイル（JPJIS）2014（平成 26 年 3 月）
- ㉗ 日本版メタデータプロファイル（JMP2.0 仕様書 国土地理院技術資料 E-1-No.281）
- ㉘ 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（平成 26 年 国土交通省国土地理院）
- ㉙ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年 法律 57 号）
- ⑳ 地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）
- ㉑ 地方交付税法（昭和 25 年 法律第 211 号）
- ㉒ 地方税法（昭和 25 年 法律第 226 号）
- ㉓ みなかみ町における各条例、規則、並びに要綱
- ㉔ その他関係法令、通達等

第 4 条（業務契約締結後の提出書類、業務実施計画）

受注者は、本業務の着手にあたり契約締結後、速やかに業務着手届・管理技術者届・工程表を提出するものとする。

- 2 受注者は、本業務の着手にあたり契約締結後、速やかに実施計画書を提出し、承認を得なければならない。実施計画書は、各業務の工程表、技術者名簿及び使用機材（各種証明）等を詳細に記入したものとする。

第 5 条（適切な技術者の配置と専任性の確保）

受注者は、管理技術者、照査技術者を配置すること。なお、実施体制内には次の資格を有する者を配置しなければならない。

- ・測量法に規定される「測量士」
- ・(社)日本測量協会が認定する「空間情報総括監理技術者」

また、配置可能な場合は、次の資格を有する者を配置すること。

- ・(一社)地理情報システム学会 GIS 資格認定協会が認定する GIS 上級技術者

- 2 当該配置者については、参加申込時点で3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、業務完了までの間、在席が見込まれる者とする。
- 3 成果品の品質向上と業務の適正な履行を図る為、配置技術者の専任性を十分に確保すること。

第6条 (業務カルテの登録)

受注者は、本業務契約締結後10日以内、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内、業務完了時は完了後10日以内に測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき「業務カルテ」を作成し、発注者の了承確認後(財)日本建設総合情報統合センターにフロッピーディスク、又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略する事ができるものとする。

第7条 (打合せ)

受注者は、作業期間中、発注者と常に緊密な連絡を保ち、作業進捗状況等を報告しなければならない。また、打合せの際、業務打合せ記録簿を作成し、発注者と受注者が各一部保管するものとする。なお、状況に応じ、作業方法は、打合せ記録簿を優先させる場合がある。

第8条 (疑義)

受注者は、仕様書等に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に申し出るものとし、発注者・受注者協議の上決定するものとする。

第9条 (公共測量の届出等)

公共測量の届出等、本業務の履行において必要とする、関係機関への諸手続きについては、受注者の責任において代行するものとする。公共測量作業規程についても、最新版の準則に則り作成にあたるものとする。

第10条 (再委託の禁止)

受注事業者は、業務を一括して第三者へ委託等することができないこととする。また、受注事業者は、本業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面による発注者の承諾を得なければならない。

第11条（損害の賠償）

受注者は、本業務の実施中に生じた諸事故や発注者に与えた損害に対し、発注者の指示に従い受注者の責任において処理するものとする。

第12条（土地の立ち入り）

本業務の実施にあたり、他人の占有する土地に立ち入る場合には、予め土地占有者等の関係者に周知し、紛争の起こらないよう十分に留意しなければならない。また、本業務おける現地作業期間中は、身分証明書を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、速やかに提示するものとする。

第13条（機密の保持）

受注者は本業務により知り得た一切の事項を、いかなる場合も発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を行える者であり、みなかみ町個人情報保護条例施行規則および次の項目を遵守するものとする。また、本業務着手前までに、JISQ27001（I SMS）およびJISQ15001（プライバシーマーク）の認定を認証取得していることとし、契約時に認証取得が分かる資料（写）を提出するものとする。

3 業務着手時において、公的機関からの認証（写し）を提出するものとする。

第14条（品質管理・環境マネジメント）

受注者は品質マネジメントシステムに基づく自主的な品質管理業務を活用して、発注者受注者双方において品質管理業務の効率化を図るため、品質管理マネジメントに精通したものとし、また、公共測量事業等においては、あらゆる活動及び作業に応じた環境配慮を行い、環境負荷の低減に努める必要があるため、環境マネジメントに精通したものとする。

なお、本業務着手前までに、ISO9001（品質管理マネジメント）およびISO14001（環境マネジメント）の認証取得が分かる資料（写）を提出するものとする。

第15条（アセットマネジメント）

受注者は、発注者が保有する道路や下水道などのインフラ資産は、アセットマネジメントに基づく社会インフラのライフサイクルを通じて最大の可用性と収益性を確保することが求められるため、本業務契約期間までに、ISO 55001（アセットマネジメントシステム）の認証を取得

するなど、アセットマネジメントに精通したものであることが望ましいため、本業務契約期間内に ISO 55001 の認証を取得した場合は、取得時点で取得が分かる資料（写）を提出するものとする。

第16条（情報セキュリティ方針）

データの授受を行う場合は、極力外部搬送することなく、LGWAN 回線を利用し、データ授受を行うこと。また、LGWAN を経由してデータの授受を実施するため、本業務契約期間内に、受注者は LGWAN-ASP サービス（アプリケーション及びコンテンツサービス）提供事業者の資格を有するなど、情報セキュリティに対する万全の措置を講じること。

第17条（成果品の帰属）

本業務における成果品（本業務の履行過程で得られた記録等を含む）はシステムプログラム等受注者並びに第三者が既得している権利を除き、発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく外部に貸与又は公表してはならない。当該ソフトウェアの使用権を発注者に帰属するものとする。

第18条（完了検査）

受注者は、本業務完了時に発注者に対し、業務完了届、成果品納品書及び成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、修正の指示を受けた場合、速やかに修正し、再検査を受け、再検査の合格により完了とするものとする。

第19条（成果品の瑕疵等）

業務完了後、受注者の過失、疎漏による不良箇所や誤謬が発見された場合は、発注者の指示により、受注者の負担において、速やかに修正ならびに補足するものとする。

第20条（資料の貸与）

受注者が本業務の履行に最低限必要とする資料は、発注者から貸与を受けることができるものとする。なお、資料の貸与を受けた場合は、破損、紛失の無い様、慎重に取扱い、業務完了後は、速やかに発注者に返却しなければならない。

- 2 受注者が資料の貸与を受けた場合は、貸与期間、貸与を受けた資料について記載した借用書を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、発注者が必要とするところにより返還請求を受けた場合は、返還期限内でも、速やかに貸与資料の返還、あるいはこれに準ずる措置を講じなければならない。

第21条（納入場所）

本業務の成果品の納入場所は、みなかみ町役場地域整備課とする。

第 2 2 条 （工期）

本業務の工期は、契約の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

第2章 業務内容

第1節 業務の概要

第23条 (作業範囲及び数量)

本業務の範囲と数量を次の各号にまとめる。

(1) デジタル航空写真撮影範囲

共用空間データ作成に必要とする任意の範囲とする。なお、町内全域にて写真撮影を行わなかった区域については、別途写真を調達し町内全域の写真が表現できる様、補完を行うものとする。

(2) 道路台帳データ整備範囲 (平成29年4月1日時点)

地図情報レベル 1000 以上

総延長 1,173km

実延長 1,129km

路線数 4,548 路線

橋梁数 405 箇所

トンネル数 6 箇所

鉄道交差数 18 箇所

(3) 共用空間データ整備範囲

地図情報レベル 2500 以上

地番図で整備されている範囲 (158.87k m²) 以上とする。

<参考> 都市計画法第8条に指定する用途地域 2.78k m²

農業振興地域 219.19k m²

内 数値地形図整備済み面積 108.56k m²

地図情報レベル 2500 以上で整備しない範囲(特に山間部・国有林等)は山間部情報を載せられる様、データの調達を行う。この場合の地図情報レベルは指定しないが、精度及び再現度が可能な限り高い物を採用すること。

(4) 下水道台帳データ整備

総延長 113.0km

数値化済延長 13.0km

数値化未済延長 97.0km

(5) その他データ整備範囲

別紙要望調書を参照する事

(6) システム導入

統合型 GIS ライセンス数 同時アクセスについては 50 ライセンス

(利用率約 20%) を想定

利用端末台数 約 260 台

公開型 GIS (道路情報、都市計画情報) 一式

第24条（作業概要）

本節における作業内容は、次のとおりとする。

- (1) 全体計画
- (2) デジタル航空写真撮影
- (3) 道路台帳データ整備
- (4) 下水道台帳データ整備
- (5) 共用空間データ整備
- (6) その他データ整備
- (7) GIS導入整備

第25条（数値図形データの地図情報レベル）

数値地形図データの地図情報レベルは以下の表を標準とする。

項目	種別	資料	取得規準
骨格地物	道路（国道・県道・町道等）	航空写真（地上平均解像度12cm）、道路台帳図（レベル1000）	レベル1000
	構造物（橋梁・トンネル等）	航空写真（地上平均解像度12cm）、道路台帳図（レベル1000）	レベル1000
	河川・鉄道等	航空写真（地上平均解像度12cm）、都市計画基本図（レベル2500）	レベル2500
建物	建物	家屋図（レベル1000）	レベル1000
その他	地形・行政界・標高・植生界等	航空写真（地上平均解像度12cm）、都市計画基本図（レベル2500）	レベル2500

第26条（座標系等）

本業務で使用する座標系及び計測単位は、次のとおりとする。

項目	位置座標
準拠する測地系	世界測地系（測地成果 2011）
水平位置の座標系	平面直角座標系第IX系
垂直位置の座標系	平均海面を基準とする標高

第2節 全体計画

第27条（打合せ協議）

打合せは、業務着手時、業務完了時、中間打合せのほか、必要と判断される場合は適宜実施することとする。

2 打合せ実施後、速やかに業務打合せ記録を作成し、監督員に提出し、確認を取るものとする。

第28条（計画準備）

本業務の特性を十分に考慮した上で、効率的、合理的に遂行するための技術的方針・実施工程を検討し、全体計画の立案したものを業務実施計画書に取りまとめる。

第29条（製品仕様書の作成）

受注者は、業務着手前に本業務にて取得する測量成果の種類、内容、構造、品質等が示された製品仕様書を作成し発注者に提出しなければならない。なお、製品仕様書は「地理情報標準プロファイル（JPGIS Ver.2.1）」に準拠したフォーマットで作成すること。

第3節 デジタル航空写真撮影

第30条（撮影条件）

共用空間データ作成にデジタル航空写真撮影が必要であると判断された場合、本業務で定めた公共測量作業規程により撮影を行うものとする。なお、撮影範囲は、データ整備に必要とされる任意の範囲とし、実施条件を次の各号に定める。

- （1）作業の範囲は、みなかみ町全域（780.10k㎡）以内とするが、余裕を持って撮影すること。
- （2）作業範囲は山間部が大部分であり、豪雪地帯である。また、自衛隊低高度訓練空域内に入っている。これらの事を考慮に入れながら、最大限の成果が得られる様、作業日程、時間を計画すること。
- （3）天候障害等による遅延の場合は、遅延理由が解消され次第、速やかに完了させるものとする。
- （4）撮影用飛行機は、必要な撮影装備を搭載した場合に所定の高度において撮影に適した安定飛行ができ、かつ撮影に影響を与えない性能を有するものを使用する。
- （5）撮影の精度は、公共測量に準拠した地図情報レベル1000に相当する位置情報を確保できる様、撮影計画を立案し、撮影を実施するものとする。

第4節 道路台帳データ整備

第31条（業務概要）

本節における業務概要は、次のとおりとする。

- （1）業務計画
- （2）資料の収集・整理
- （3）路線の再編成
- （4）現地測量
- （5）道路台帳附図データ整備（レベル1000）
- （6）道路台帳調書整備等作成
- （7）道路台帳に関する各種データの作成
- （8）システムセットアップ
- （9）導入後の台帳管理基準の策定
- （10）議会資料及び告示資料の作成

第32条（業務計画）

本節における業務を合理的、能率的に履行するために、具体的な方法、工程等の計画立案を行うとともに、使用機器の整備・調整、人員の配置等を行うものとする。

第33条（資料の収集・整理）

本節における業務を履行する上で、必要となる資料を収集・整理を行う。

第34条（路線の見直し及び再編成）

現在の認定路線をわかりやすく効率的な道路網に確立するために、認定路線の区域を見直すものとし、路線の再編成案を作成するとともに路線再編成を実施した結果を新路線網図として整備するものとする。

なお、作業概要については次のとおりとする。

- (1) 道路台帳整備基準案及び運用基準案の作成
- (2) 町道再編成の基本方針及び基準策定
- (3) 既存路線網図作成
- (4) 既存路線一覧表作成
- (5) 路線再編成案の作成
- (6) 新路線網図の作成
- (7) 新規路線リストの作成
- (8) 認定路線網図作成

第35条（現地調査）

道路台帳付図データ作成の基礎データ収集するための現地調査を行う。

第36条（道路台帳付図データ整備）

本業務で実施する現地調査、空中写真測量等の成果を基に道路内地物を対象とした数値図化を行うことで、道路法第28条に規定されている道路台帳のうち、道路台帳付図を数値データとして整備するものとする。

なお、作業概要については次のとおりとする。

- (1) 数値図化
- (2) 現地補測及び現況調査
- (3) 数値編集
- (4) 数値地形図データファイルの作成
- (5) 道路台帳要素データ作成
- (6) 施設位置図データ作成

第37条（道路台帳調書整備等）

本業務で整備する道路台帳付図を基に、道路台帳調書を整備するものとする。また、併せて道路台帳整備に伴う諸手続きに必要な議会資料及び告示資料等の作成を行うものとする。

なお、作業概要については次のとおりとする。

- (1) 調書要素データ作成
- (2) 調書要素データ構造化
- (3) 調書データ作成
- (4) 道路法に準拠した調書作成
- (5) 国土交通省（道路施設現況調査）による調書作成
- (6) 地方交付税に関する省令に準拠した調書作成
- (7) 認定路線調書等のその他管理用調書作成

第38条（道路管理データ作成）

既存の橋梁台帳、トンネル台帳、交差台帳、踏切台帳等の記載内容を参考として、これらの台帳データを新規に作成する。

第39条（システム導入、データのセットアップ）

本節で整備した道路台帳附図データ、及び道路台帳調書データを、本業務で導入するシステムにセットアップを行うものとする。

- 2 近年実施した、あるいは今後実施する道路舗装性状調査、橋梁・トンネル・その他道路付属物の点検結果、また補修履歴を管理できるシステムの構築を行うものとする。

なお、導入先は、みなかみ役場地域整備課、水上支所、新治支所の3箇所とする。機能に関しては、セットアップしたデータを管理するのに必要な機能を有するものとする。

第40条（導入後の台帳管理手引書の策定）

本節にて整備された道路台帳（道路台帳附図データ、道路台帳データ）の品質を確保、庁内でより効果的に活用できる方法を検討し、データの管理方法、更新方法、情報追記に関する取り決め事項に関して検討を行い、手引書を作成するものとする。

第41条（議会及び告示資料作成）

現路線の廃止、本節にて台帳整備された路線の認定について、議会の上程資料を作成するものとする。

- 2 議会で議決を得た廃止、認定について、告示資料を作成する。また、区域決定、供用開始、その他必要とする告示資料を作成するものとする。

第5節 下水道台帳データ整備

第42条（業務概要）

本節における業務概要は、次のとおりとする。

- （1）業務計画
- （2）資料の収集・整理
- （3）施設図形データ作成
- （4）施設属性データ作成
- （5）注記情報作成
- （6）受益者負担金賦課地番図データ作成
- （7）システムセットアップ

第43条（業務計画）

本節における業務を合理的、能率的に履行するために、具体的な方法、工程等の計画立案を行うとともに、使用機器の整備・調整、人員の配置等を行うものとする。

第44条（資料収集・整理）

発注者が所有している下水道台帳図及び下水道施設系統図、調書等を収集・整理を行う。

第45条（施設図形データ作成）

現下水道台帳図に記載されている管渠・人孔・枀等、下水道施設図形について、数値化を行うものとする。

第46条（施設属性データ作成）

現下水道台帳図に記載されている情報について、施設属性データとしてパンチ入力を行うものとする。調書作成上、必要な項目が空欄となる場合は、発注者、受注者と協議の上、決定するものとする。

第47条（注記情報作成）

注記情報入力は、施設データの属性情報に基づき、テキスト表示（台帳表現）を作成するものとする。なお、注記情報の表示にあたっては、必要に応じて位置の調整を実施するものとする。

第48条（受益者負担金賦課地番図データ作成及びシステム調達）

受益者負担金賦課地番図データ作成は、発注者より貸与される受益者負担金賦課情報（現在紙媒体）と地番図を照合させ、地番図上に受益者負担金の賦課状況が把握出来る様、データを作成するものとする。照合により、不突合になった筆は、リストとして取りまとめものとする。不

一致リストより、発注者の指示があったものに関して、データの修正を行うものとする。

- 2 個別業務型 GIS の機能として受益者負担金業務機能が搭載されていない場合は、この機能を補完するためのシステム導入を行い GIS との連携を行うものとする。

第 49 条（システム導入、データのセットアップ）

本節で整備した下水道台帳データを、本業務で導入するシステムにセットアップを行うものとする。

なお、導入先は、みなかみ役場生活水道課下水グループ 1 箇所とする。機能に関し、提案事項がある場合は、その限りではない。

第6節 共用空間データ整備

第50条（業務概要）

本節における業務概要は、次のとおりとする。

- （1）業務計画
- （2）家屋図データの検証
- （3）予察
- （4）現地調査
- （5）修正数値図化
- （6）新規数値図化
- （7）数値地形図データファイル作成

第51条（業務計画）

共用空間データの目的を考慮して、合理的、能率的に作業を遂行するために必要な各工程における基本の方針を定め、作業準備を行うものとする。

- 2 修正図化の作業範囲は、平成18年度繰越事業で作成された「みなかみ町都市計画図作成業務委託」の成果を対象とする。
- 3 新規図化の作業範囲は、前項以外の箇所を対象とする。

第52条（既存家屋データ利用の検証）

共用空間データの効率的に更新する環境を構築するため、税務課で作成管理している家屋図データを共用空間への利用の可否を検証する。ただし、既存の家屋図データは公共測量による成果でない事を勘案すること。

第53条（予察）

予察は、現地調査の着手前に、空中写真、参考資料を用い、調査事項、調査範囲、作業量等を把握するために行うものとする。予察の結果は、参考図等に記入し、現地調査における基礎資料とする。

第54条（現地調査）

現地調査は、予察において確認された修正箇所の地図データを作成するために、現地において、調査確認し、必要に応じ補測を行うものとする。

第55条（修正数値図化）

予察結果及び現地調査結果の成果をもとに、修正データを取得する作業を行うものとする。

- 2 取得する修正数値図化データの地図情報レベルは2500とするが、道路の数値地形図データ

(地図情報レベル 1000)を骨格情報として共用空間データとしての整合性を図るものとする。

- 3 修正数値図化により取得されたデータと旧DMデータとの整合性を図る為の編集を行い、修正済数値地形図データの作成を行う。

第56条（新規数値図化）

既成数値図が無い区域（国有林を除く）の地形図については、新規に作成するものとする。

- 2 取得する新規数値図化データの地図情報レベルは2500とするが、道路の数値地形図データ（地図情報レベル 1000）を骨格情報として共用空間データとしての整合性を図るものとする。

第57条（既存測量成果の調達）

地図情報レベル 2500以上の精度を必要とされない範囲の共用空間については、既存測量成果を使用し、みなかみ町管内全域の地図とすること。

- 2 必要とする精度は指定しないが、精度が高い物ほど望ましい。

第58条（数値地形図データ作成）

本節において製品仕様書に従って修正及び作成した数値地形図データからデータファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。

第7節 その他データ整備

第59条（その他データ整備）

予め庁内で徴した要望調査の結果を踏まえ、初期データ整備・システム調整・入力支援等の柔軟な対応を行っていくものとする。

- 2 「固定資産システム」「農地業務支援システム」等、既に庁内で電子化、システム導入されているシステムについて、リプレース時期、管理属性等詳細情報の収集整理、既存システム担当者との打合せを行うことで、課題整理を行う。その結果を踏まえた上で、本業務において、庁内に既存するあらゆる地図情報の最適化を計画するものとする。

第8節 GIS導入整備

第60条（統合型地図システム導入）

可能な限りカスタマイズを廃したパッケージシステムを導入し、本業務で整備した各種データをセットアップするものとする。

- 2 同時アクセスについては50ライセンスを想定しているが、それぞれの担当課でのライセンス確保数等については別途協議の上決定するものとする。

第61条（庁外配信型システム導入）

本業務で整備された情報について、発注者と受注者間で協議を行い、情報公開することで住民にとって有益な情報を庁外配信型GISへ搭載するものとする。

第62条（個別業務型システム導入）

可能な限りカスタマイズを廃したパッケージシステムを導入し、本業務で整備した各種データをセットアップするものとする。または、統合型システムを機能拡張することで、個別業務型パッケージシステムと同等の機能を有した製品仕様も良いこととする。

- 2 個別業務型システム導入の対象業務は「道路行政関係業務」「下水道行政関係業務」とする。
- 3 既に導入が行われている各種地図システムについて、統合を検討、可能であればこれを実施し、今後発生するリース料、保守契約、共用空間データの更新等、各種システム運用における必要経費の最適化の検討を行い、可能な限り労務的、財政的な無駄を省くための計画を策定するものとする。

第63条（システム運用開始時期）

導入を予定する統合型GISは、業務期間内に仮導入を行うものとする。運用開始時期は、共用空間データの整備完了と同時期とし、利用状況を調査検証しながら、本業務内でフォローアップ、システム調整、ハードウェア調整等を十分に行うこと。

第64条（機能要件）

機能要件については、提案システムに準ずるものとする。なお、保有する機能について、提案時に明示を行うこと。

第65条（ハードウェア要件）

本システム稼働に必要なサーバ機器、周辺機器、OS、ミドルウェア等については、システム稼働に十分な機器を選定するものとする。なお、サーバは、最低5ヶ年間の運用を想定し、十分なディスク容量を有するとともに、自動バックアップ機能によるスケジュールバックアップが可能であり、無停電電源装置を有するものとする。また、ソフトウェア、及びハードウェアの調達方法について、財産管理の負担を軽減する事を目的として、購入以外の契約形態を選択

するものとする。

第66条（搭載データ）

本システムに搭載するデータは(別表)「対象データ一覧」のとおりとする。なお、本業務で整備された共用空間データ、及び既存整備済みデータは、全て搭載すること。また、契約期間中に各課で新たにデータ作成の要望があるものについては、本業務内において整備することが望ましい。

- 2 住宅地図データは、市販されている住宅地図データを調達するものとし、必要な加工等を実施の上で、システムへ搭載すること。(複数部門で閲覧可能で同時アクセス数 20 ユーザとし、運用開始から 5 か年において最新データの更新が受けられるものとする。)

第67条（操作マニュアルの作成及び操作研修の実施）

本システムの導入に合わせて、操作マニュアルの作成と操作研修を行うものとする。

第68条（保守・サポート体制）

システム導入後、保守・サポート体制を構築するものとする。

(別表) 対象データ一覧

	地図等名称	担当課	備考
1	防犯灯位置図	総務課・消防防災グループ	
2	防犯カメラ位置図	総務課・消防防災グループ	
3	カーブミラー位置図	総務課・消防防災グループ	
4	ハザードマップ	総務課・消防防災グループ	
5	AED 地図	総務課・消防防災グループ	
6	消防水利位置図	総務課・消防防災グループ	
7	投票所及び選挙ホースター位置図	総務課・総務グループ	
8	町有財産位置図	総務課・消防防災グループ	
9	町有財産貸付位置図	総務課・消防防災グループ	
10	電柱敷貸付図	総務課・消防防災グループ	
11	光ファイバー管路図	総合戦略課・企画グループ	
12	国政調査 調査区	総合戦略課・企画グループ	
13	公共交通情報	総合戦略課・企画グループ	
14	エコパークエリア図	エコパーク推進課・エコパーク推進 G	
15	森林簿情報→林地台帳	エコパーク推進課・森林環境グループ	システム有
16	固定資産システム(地番図・家屋図)	税務課・資産税グループ	システム有
17	一筆情報管理システム(公図写し)	税務課・資産税グループ	システム有
18	要援護者支援システム	町民福祉課・高齢介護グループ	システム有
19	上水道管路図	生活水道課・上水道グループ	システム有
20	下水道台帳図	生活水道課・下水道グループ	仕様書にて記載
21	浄化槽位置図	生活水道課・下水道グループ	
22	悪臭防止法規制区域図	生活水道課・環境政策グループ	
23	振動・騒音地域指定図	生活水道課・環境政策グループ	
24	コミステーション地図	生活水道課・オリ根アムニティパーク	システム有
25	農地業務支援システム	農政課・農政グループ	システム有
26	中山間情報	農政課・農政グループ	システム有
27	農道・林道台帳	農政課・農村整備グループ	
28	獣害情報システム	農政課・農村整備グループ	システム有
29	道路台帳附属地図	地域整備課・土木グループ	仕様書にて記載
30	都市計画図	地域整備課・都市計画グループ	システム有
31	空き家管理図	地域整備課・住宅政策グループ	
32	危険度マップ	地域整備課 ¹⁹ 住宅政策グループ	

33	揺れやすさマップ	地域整備課・住宅政策グループ	
34	耐震改修済住宅位置図	地域整備課・住宅政策グループ	
35	公園位置図	地域整備課・都市計画グループ	
36	公拡法先行取得物	地域整備課・都市計画グループ	設定のみ
37	都市公園台帳	地域整備課・都市計画グループ	
38	通学路現況図及び学区データ	教育課・総務学校グループ	
39	文化財マップ	教育課・生涯学習推進グループ	
40	体育施設	教育課・生涯学習推進グループ	
41	イベントマップ 警備地図	観光課・観光振興グループ	設定のみ
42	イベントマップ 交通規制図	観光課・観光振興グループ	設定のみ
43	イベントマップ イベント会場	観光課・観光振興グループ	設定のみ
44	観光所 トイレマップ	観光課・観光振興グループ	設定のみ
45	観光施設マップ	観光課・観光振興グループ	設定のみ
46	借地マップ	観光課・観光振興グループ	設定のみ
47	源泉マップ	観光課・商工振興グループ	設定のみ
48	貸借地位置図	全課共通	設定のみ

第3章 成果品

第1節 成果品

第66条 (成果品)

- | | |
|--|----|
| (1) 業務計画書 | 一式 |
| (2) デジタル航空写真撮影成果 | 一式 |
| (3) 共用空間データ | 一式 |
| (4) 道路台帳データ及び道路台帳管理システム | 一式 |
| (5) 下水道台帳データ及び下水道台帳管理システム | 一式 |
| (6) その他データ類 | 一式 |
| (7) 既存システム等取扱い最適化の調査報告書
(発注後の状況調査等により統合可否を決定) | 一式 |
| (8) 統合型地図システム | 一式 |
| (9) 公開型地図システム | 一式 |
| (10) 各種計画書及び基準書 | 一式 |
| (11) 照査報告書 | 一式 |
| (12) 打合せ記録簿 | 一式 |
| (13) その他発注者の指示するもの | 一式 |

なお、上記に以外に、追加の提案がある場合は、この限りではない。